

令和 7 年度 愛川町国民健康保険税 税率などの改正について

地方税法及び愛川町国民健康保険税条例の改正等により、愛川町国民健康保険税の課税内容が一部変更となりました。変更内容は以下のとおりです。

詳細は、町ホームページ中の「国民健康保険税の課税」および「国民健康保険税の軽減及び減免制度」をご覧ください。

1. 国民健康保険税の税率について

・医療給付費分

	改正前(令和 6 年度)	改正後(令和 7 年度)
所得割額の税率	6.54%	6.86%
被保険者均等割額	22,000 円	23,500 円
世帯別平等割額	21,600 円	変更なし
課税限度額	650,000 円	660,000 円

・後期高齢者支援金分

	改正前(令和 6 年度)	改正後(令和 7 年度)
所得割額の税率	2.62%	変更なし
被保険者均等割額	8,600 円	9,100 円
世帯別平等割額	8,400 円	7,900 円
課税限度額	240,000 円	260,000 円

・介護納付金分

	改正前(令和 6 年度)	改正後(令和 7 年度)
所得割額の税率	2.10%	2.18%
被保険者均等割額	8,800 円	9,300 円
世帯別平等割額	6,900 円	変更なし
課税限度額	170,000 円	変更なし

2. 世帯所得に応じた軽減の対象となる基準所得額について

世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主(擬制世帯主)を含む)とその世帯の国民健康保険加入者の前年中の総所得金額等(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額)の合計額が下記の基準以下の場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。

	改正前(令和 6 年度)	改正後(令和 7 年度) 変更された箇所は太字
7 割軽減	43 万円+10 万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	変更なし
5 割軽減	43 万円+29.5 万円×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43 万円+ 30.5 万円 ×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2 割軽減	43 万円+54.5 万円×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43 万円+ 56 万円 ×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯